

国相手の大飯原発3・4号運転停止を求める裁判（大阪地裁）



12月4日判決を前に、勝訴への確信を参加者で共有



11月15日、おおい原発止めよう裁判の会は、12月4日の判決を前に裁判の争点を確認し、勝訴への意思を固めるために学習・討論会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大の中で座席の距離を確保し、約45名の参加者で会場は満席となり、少し緊張した雰囲気が始まりました。集中した学習・討論が進むにつれ、裁判勝訴への確信が参加者全体のものとなり、最後に会場は大きな拍手に包まれました。

初めに、原告団共同代表のアイリーンさんから、「東日本大震災による原発事故の教訓から『基準地震動は不確かさとばらつきをどちらも考慮すべき』としたのは国である。ところが、原告の指摘に対し、国は両方考慮すると地震動が大きくなるので、片方だけで良いと言う。この自分勝手な国のやり方を裁判所が正しく判断するのを見届けよう」と呼びかけました。



裁判の争点—地震動審査ガイドに従って、地震規模の「ばらつき」と

地震動評価の「不確かさ」両方を考慮せよ

[1部] 原告団共同代表の小山さんによる「判決の争点」の説明です。そのポイントを少し紹介します。

原告は地震規模の「ばらつき」について、2015年9月に「追加主張」した。それに対し国が地震規模の「ばらつき」は考慮する必要なしと反論。そのため、2018年9月の法廷で、裁判長が国に対し「国の解釈を裏付ける文献の提出」を求めた。国は文献を提出できず、2020年1月30日の進行協議で、裁判長から「審査ガイド1.3.2.3. 震源パラメータの設定の第2文『経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある』は、原発事故後の新規基準で新たに付け加えられたものであることの意味・意義を考えよ。さらに、地震規模のばらつきを考慮しても原発の耐震重要施設の安全が保たれること(基準規則4条3項)を示せ。』という指摘を受けたのだ。

地震規模は、過去に起こった地震の断層面積と地震規模のデータから求められた平均式に当該断層の面積を当てはめて求める。しかし、地震は過去の平均で起こるわけではなく、実際には地震規模の「ばらつき」が反映される。原告はその「ばらつき」を考慮するために最低1標準偏差を加えて計算するべきだと主張している。

一方、「不確かさ」の考慮は大飯原発に影響する Fo-B～Fo-A～熊川断層が持つ特有の性質から地震動評価をするということだ。考慮した「不確かさ」は短周期の地震動レベル、断層傾斜角、すべり角、破壊伝播速度、アスペリティ配置の5つあるが（別に破壊開始点も考慮）、このうち1つだけを考慮すれば良いと決められていて、短周期のレベルを考慮し（レシピ平均×1.5倍）、加速度856ガルが現行の最大加速度になっている。



審査ガイド通りに新規制基準で付け加えられた「ばらつき」を考慮すると、現行の 856 ガルに 1 標準偏差の効果(1.34)をかけて、基準地震動は 1150 ガルになる。1150 ガルの場合、基準規則 4 条 3 項(地震による損傷の防止)の確認はできておらず、原発の運転はできない。

これに対し、被告国は原告が求めたように「ばらつき」の考慮をせざるを得なくなった。しかし、ばらつきを考慮すれば当然現行の基準地震動より大きくなり、耐震重要施設の安全は保てない。国は非を認めるのではなく、「ばらつき」と「不確かさは」両方重ねて考慮する必要はないと言い逃れ、基本ケースの加速度 606 ガルに 1 標準偏差 (1.34 倍) をかけた 812 ガルという数字を出してきた。そして、ばらつきを考慮しても現行の 856 ガルより小さいので安全が保たれると言い放った。裁判長はばらつきを考慮しても地震による損傷がないことの確認を求めた。これは、ばらつきを考慮することによって現行より大きな地震規模になることを前提とした言葉である。国の論が認められるはずがない。

ばらつきの考慮が認められ、他の原発で基準地震動の見直しが行われたら、老朽原発美浜 3 号の再稼働にも影響する。美浜原発の現行加速度は 993 ガル、これにばらつきを考慮すれば 1330 ガルになる。美浜原発に影響する C 断層は 60 度の傾きがあり、美浜原発直下に断層が入り込んでいるため、小さい面積だが加速度は大きい。

小山さんは説明の途中で参加者に質問を求め、「このことを裁判官は理解しているのか?」「この図の読み取り方は?」「標準偏差は何故 1 標準偏差だけなのか?」など、理論的なことから裁判でのやり取りまで様々な質問が出ました。質疑応答をする中で難しい内容の理解が深まりました。

8 年半の裁判闘争を振り返って

[2 部] 提訴は、2012 年 6 月 12 日。以来 8 年半の裁判の経過が事務局から紹介されました。「この裁判は、原子力規制委員会ができる前に提訴した。旧規制基準の下で 3 つの断層が連動して動くと、緊急停止装置の制御棒の挿入が間に合わなくなることや、F 6 破砕帯の問題等を争点として裁判は始まった。2013 年 6 月に規制委員会は、新たに基準等を策定した。国は「審査中」と繰り返し、裁判を引き延ばしながら、2017 年 5 月に、大飯 3・4 号が新基準に適合しているとして設置変更の許可を下した。そのため、裁判の訴えの趣旨は、許可処分の取り消しを求めている。原告はその後、火山灰層厚 (D N P 10cm) が過小であるという主張を加えた。しかし、火山灰問題は関電が別に変更申請を出しており、その結果を待てば時間がかかる。今年 1 月、裁判長から『争点を基準地震動の過小評価『ばらつき問題』に絞り、早期に結審を』という提案があり、火山灰問題は争点から外して、今に至る。法廷内外の運動を結び付けて活動を続けてきた」

そして、現在の原告数や争点の整理、判決前後の行動提起などの説明がありました。亡くなられた原告もあり、8 年半という長さの重みを感じました。

その後、第 1 回法廷で意見陳述された福井の原告石地さんからのメッセージが読み上げられました。この裁判が大飯原発だけでなく福井の原発全てに関わるものであること、性急な老朽

原発再稼働の動きと住民が疑問や不安を感じていることに大きなずれがあるなど思いのこもった内容でした。

そして、大阪・京都・滋賀など各地の原告や支援者から、それぞれの立場で判決を前にした思いが語られました。「食品の安全と放射能の問題を日頃から取り扱ってきた。原発事故を繰り返してはならないとの思いで裁判に加わった」「裁判が脱原発の軸となり、支援者とのつながりが活動の支えとなってきた」「市民の連携を一層広めていきたい」等々。また、判決当日の行動についても意見が出されました。

福島原発事故により浪江町の帰還困難区域から兵庫県に避難されている菅野さんは、自宅周辺の荒れ果てた写真を見せながら語ってくれました。「自宅に行くには放射線防護服を着なければならない。猿や猪に踏み荒らされ、ここが田んぼや畑だったとは誰もわからない。こんな事故を二度と起こしてはならない」と。参加者から、ネットで広く紹介して欲しいという意見も出ました。

法廷外でも取り組まれる老朽原発再稼働反対の活動

〔3部〕避難計画を案ずる関西連絡会から9月以降、滋賀県、京都府、伊丹市、川西市、福井県おおい町へと申し入れを重ねていること、そして、美浜町では避難計画に関するチラシの配布・戸別訪問を行ったことが紹介されました。「11月上旬の6日間で延べ34名が美浜町全戸(約3600戸)にチラシ配布をし、街宣車でも訴えながら住民の声を聴いた。老朽原発美浜3号が来年1月にも再稼働されようとしているのに、殆どの住民は避難先さえ知らされていない。美浜町の避難先がおおい町であることを知った住民は驚き、戸惑っていた。高齢のため、避難は無理だと諦める人もいた。」

そして、チラシ配布に参加した数名から、「反対派は来るな」と拒否もあったが、「避難について知らせてくれるのはありがたい」「福島の現状を見れば動かして欲しくない」という住民の生の声や様子が紹介されました。

住民は置き去りにされたままで再稼働の手続きが進んでいます。今後、関西自治体への申入れと併せて、美浜町には住民の声を伝え、老朽原発の再稼働に同意しないよう訴えていきます。

勝訴を勝ち取り、原発再稼働を止める行動に進もう

「ばらつき」と「不確かさ」の両方を考慮すべきということが判決で認められれば、美浜3号をはじめ全ての原発の基準地震動の見直しが必要です。規制委員会への要望、おおい町、美浜町、高浜町等への申し入れなどを行い、老朽原発再稼働を止めるために勝訴を勝ち取りましょう。

2020.11.17

おおい原発止めよう裁判の会事務局